【高知市鳥獣被害防止柵設置支援事業の流れ】

申請から補助金受け取りまでの流れ

農業者(高知市在住で、高知市内に防護柵を設置予定の圃 場があり、農作物を生産し、販売実績のある農家で、市税 の滞納がない者) 良心市のみでの販売や 家庭菜園等への設置は 対象外となります! 防護柵設置計画の作成 (ほ場決定,柵の選定,延長の決定) 見積書の準備 (価格比較のため、同一内容での見積が2社以上必要) ※補助率は資材費(税抜)の1/2以内 3. 施工予定地の写真 補助金の上限20万円 4. 販売伝票等(販売農家であることを確認するために必要) 原則, 受益戸数は2戸以下 5. 市税に滞納がないことを証明する書類 (3戸以上の場合は費用対効果1 以下が条件) 農業者から補助金交付申請書を市に申請 ※予算がなくなり次第締め切り **(2**) 交付決定通知 市から補助金交付決定通知(事業着手可能) 事業着手 1. 資材の購入 資材の購入. 2. 資材の設置 3. 設置後の写真 (3) 設置は農業 4. 納品書と請求書,又は納品書と領収証を準備 が行います! (資材の明細が書かれたもの) ※延長、資材の変更があった場合は市に相談を! 農業者から補助金実績報告書を市に提出 **(4**) 市の検査 市から補助金額の確定通知 補助金の確定 農業者から補助金請求書の提出 **(b**) 補助金の受け取り

注) 市からの補助金の受け取りは、事業完了後(市の検査後)となります。(補助金請求後約30日)